

◎教育長の臨時代理による事務の承認について（教育職員手当等支給規則中  
改正）

1 改正理由

神奈川県教育職員に準じて、教員特殊業務手当、義務教育等教員特別手当、期末手当基礎額等の加算及び教職調整額の支給を受けない教育職員の給料月額に加える額の規定を改めるためこの規則を改正します。

2 改正概要

（1）教員特殊業務手当に係る改正

- ア 第5条第1項第1号について、条文整備を行います。  
イ 第5条第3項について、以下の項目の対象時間と金額を改めます。

①非常災害時の緊急業務について、額の改定と支給対象時間の緩和

区分	見直し後	現行
(1)ア 非常災害時における生徒、児童若しくは幼児の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務	<u>4時間以上</u> <u>8,000円</u> <u>2時間以上4時間未満</u> <u>1,100円</u> <u>—</u>	<u>6時間以上</u> <u>7,500円</u> <u>2時間以上6時間未満</u> <u>1,100円</u> <u>1時間以上2時間未満</u> <u>500円</u>
(1)イ 生徒、児童若しくは幼児の負傷、疾病等に伴う救急の業務及び	<u>4時間以上</u> <u>8,000円</u> <u>2時間以上4時間未満</u> <u>900円</u> <u>—</u>	<u>6時間以上</u> <u>7,000円</u> <u>2時間以上6時間未満</u> <u>900円</u> <u>1時間以上2時間未満</u> <u>400円</u>
(1)ウ 生徒、児童若しくは幼児に対する緊急の補導業務		

②部活動等の生徒等に対する指導について、支給対象時間の緩和

区分	見直し後	現行
(4) 学校の管理下において行われる部活動又は学校行事として行われる保健・安全的行事における生徒、児童若しくは幼児に対する指導業務	<u>1時間以上3時間未満</u> <u>600円</u>	<u>2時間以上3時間未満</u> <u>600円</u>

## （2）義務教育等教員特別手当に係る改正

- ア 第5条の3各号列記以外の部分について、学級を担任する教育職員に各号に掲げる額の外3,000円を加算することを規定します。
- イ 第5条の3第1号から第3号及び第5号について、市立高等学校に勤務する教育職員に対応する別表第2を縮減改定します。
- ウ 第5条の3第4号について、市立中学校の任期付教育職員に対応する別表第3を縮減改定します。（別表第2の定年前再任用短時間勤務教育職員を除く2級と同一）  
(義務教育等教員特別手当新旧対照表（別表2）を3ページから5ページに記載)

## （3）期末手当基礎額等の加算に係る改正

- ア 第5条の6第1項及び第3項の表について、100分の10の対象に3級の暫定再任用職員を、100分の5の対象に2級の暫定再任用職員を加えます。  
※ 暫定再任用職員の加算 5級、4級15% 3級10% 2級5% 1級なし

## （4）教職調整額の支給を受けない教育職員の給料月額に加える額に係る改正

- ア 第6条について、4級の職務にある者（教頭職）については7,500円から31,700円に引上げ、5級の職務にある者（校長職）については24,200円の手当を新設します。
- イ 第6条ただし書について、条文整備を行います。
- ウ 附則第8項について、アの引き上げについては令和8年から令和13年まで毎年約4,000円ずつ段階的に引き上げることを定めます。

	4級の職務にある者	5級の職務にある者
令和8年1月1日から同年12月31日まで	11,500	4,000
令和9年1月1日から同年12月31日まで	15,600	8,100
令和10年1月1日から同年12月31日まで	19,600	12,100
令和11年1月1日から同年12月31日まで	23,600	16,100
令和12年1月1日から同年12月31日まで	27,700	20,200

### 3 施行期日

この規則は、公布の日（令和8年1月1日）から施行されています。

### 別表第2(第5条の3関係)

別表2

# 義務教育等教員特別手当新旧对照表

### 教育職給料表の適用を受ける者



135	4,900	3,400	△ 1,500	6,900	4,700	△ 2,200	7,500	5,200	△ 2,300							
136	4,900	3,400	△ 1,500	6,900	4,700	△ 2,200	7,500	5,200	△ 2,300							
137	4,900	3,400	△ 1,500	6,900	4,700	△ 2,200	7,500	5,200	△ 2,300							
138	4,900	3,400	△ 1,500	6,900	4,700	△ 2,200										
139	4,900	3,400	△ 1,500	6,900	4,700	△ 2,200										
140	4,900	3,400	△ 1,500	6,900	4,700	△ 2,200										
141	5,000	3,500	△ 1,500	6,900	4,700	△ 2,200										
142	5,000	3,500	△ 1,500	6,900	4,700	△ 2,200										
143	5,000	3,500	△ 1,500	6,900	4,700	△ 2,200										
144	5,000	3,500	△ 1,500	6,900	4,700	△ 2,200										
145	5,100	3,500	△ 1,600	7,100	4,800	△ 2,300										
146	5,100	3,500	△ 1,600	7,100	4,800	△ 2,300										
147	5,100	3,500	△ 1,600	7,100	4,800	△ 2,300										
148	5,100	3,500	△ 1,600	7,100	4,800	△ 2,300										
149	5,100	3,500	△ 1,600	7,100	4,900	△ 2,200										
150	5,100	3,500	△ 1,600	7,100	4,900	△ 2,200										
151	5,100	3,500	△ 1,600	7,100	4,900	△ 2,200										
152	5,100	3,500	△ 1,600	7,100	4,900	△ 2,200										
153	5,100	3,500	△ 1,600	7,200	4,900	△ 2,300										
154	5,100	3,500	△ 1,600	7,200	4,900	△ 2,300										
155	5,100	3,500	△ 1,600	7,200	4,900	△ 2,300										
156	5,100	3,500	△ 1,600	7,200	4,900	△ 2,300										
157	5,200	3,600	△ 1,600	7,300	4,900	△ 2,400										
158	5,200	3,600	△ 1,600	7,300	4,900	△ 2,400										
159	5,200	3,600	△ 1,600	7,300	4,900	△ 2,400										
160	5,200	3,600	△ 1,600	7,300	4,900	△ 2,400										
161	5,300	3,700	△ 1,600	7,300	5,100	△ 2,200										
162	5,300	3,700	△ 1,600	7,300	5,100	△ 2,200										
163	5,300	3,700	△ 1,600	7,300	5,100	△ 2,200										
164	5,300	3,700	△ 1,600	7,300	5,100	△ 2,200										
165	5,300	3,700	△ 1,600	7,400	5,100	△ 2,300										
166				7,400	5,100	△ 2,300										
167				7,400	5,100	△ 2,300										
168				7,400	5,100	△ 2,300										
169				7,400	5,100	△ 2,300										
170				7,400	5,100	△ 2,300										
171				7,400	5,100	△ 2,300										
172				7,400	5,100	△ 2,300										
173				7,500	5,200	△ 2,300										
174				7,500	5,200	△ 2,300										
175				7,500	5,200	△ 2,300										
176				7,500	5,200	△ 2,300										
177				7,500	5,200	△ 2,300										
178				7,500	5,200	△ 2,300										
179				7,500	5,200	△ 2,300										
180				7,500	5,200	△ 2,300										
181				7,500	5,200	△ 2,300										
182				7,500	5,200	△ 2,300										
183				7,500	5,200	△ 2,300										
184				7,500	5,200	△ 2,300										
185				7,500	5,200	△ 2,300										
定年前再任用短時間勤務教育職員		3,200	2,200	△ 1,000	3,800	2,700	△ 1,100	4,300	3,000	△ 1,300	5,100	3,500	△ 1,600	6,400	4,400	△ 2,000

別表2 中学校任期付教育職給料表の適用を受ける者については教育職給料表の適用を受ける者の改正に準じて、全部改正する。

(号給、給料月額は教育職給料表の適用を受ける者の再任用教育職員以外の教育職員の2級と同一)

旧	新
<p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第5条 教員特殊業務手当は、給与条例別表第1に規定する教育職給料表(以下単に「教育職給料表」という。)又は別表第2に規定する中学校任期付教育職給料表(以下「中学校任期付教育職給料表」という。)の適用を受ける者が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務の心身に与える負担の程度が著しいものであって、その負担の程度が次項に定める程度に及ぶときに支給する。ただし、教育職給料表の適用を受ける教育職員のうちその属する職務の級が4級又は5級である者にあっては、第5号に掲げる業務に限るものとする。</p> <p>(1) 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げるもの</p> <p>ア 非常災害時における<u>生徒又は幼児</u>(以下「生徒等」という。)の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務</p> <p>イ 生徒等の負傷、疾病等に伴う救急の業務</p> <p>ウ 生徒等に対する緊急の補導業務</p> <p>(2) 修学旅行、林間学校、臨海学校及びその他教育委員会が認めるもの(学校が計画実施するものに限る。)において生徒等を引率して行う指導業務</p> <p>(3) 国若しくは地方公共団体の開催する対外運動競技会等又は市以上の区域を単位とする学校体育団体若しくは教育研究団体の開催する対外運動競技会等であって、当該競技会等への参加が学校教育活動として行われるもの(前号に規定するものを除く。)に生徒等を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日(日曜日及び土曜日をいう。以下同じ。)若しくは勤務時間条例第9条に規定する休日(以下「休日」という。)に行うもの</p> <p>(4) 学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてクラブ活動に準ずる活動をいう。以下同じ。)又は学校行事として行われる保健・安全的行事における生徒等に対する指導業務</p>	<p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第5条 教員特殊業務手当は、給与条例別表第1に規定する教育職給料表(以下単に「教育職給料表」という。)又は別表第2に規定する中学校任期付教育職給料表(以下「中学校任期付教育職給料表」という。)の適用を受ける者が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務の心身に与える負担の程度が著しいものであって、その負担の程度が次項に定める程度に及ぶときに支給する。ただし、教育職給料表の適用を受ける教育職員のうちその属する職務の級が4級又は5級である者にあっては、第5号に掲げる業務に限るものとする。</p> <p>(1) 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げるもの</p> <p>ア 非常災害時における<u>生徒、児童若しくは幼児</u>(以下「生徒等」という。)の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務</p> <p>イ 生徒等の負傷、疾病等に伴う救急の業務</p> <p>ウ 生徒等に対する緊急の補導業務</p> <p>(2) 修学旅行、林間学校、臨海学校及びその他教育委員会が認めるもの(学校が計画実施するものに限る。)において生徒等を引率して行う指導業務</p> <p>(3) 国若しくは地方公共団体の開催する対外運動競技会等又は市以上の区域を単位とする学校体育団体若しくは教育研究団体の開催する対外運動競技会等であって、当該競技会等への参加が学校教育活動として行われるもの(前号に規定するものを除く。)に生徒等を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日(日曜日及び土曜日をいう。以下同じ。)若しくは勤務時間条例第9条に規定する休日(以下「休日」という。)に行うもの</p> <p>(4) 学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてクラブ活動に準ずる活動をいう。以下同じ。)又は学校行事として行われる保健・安全的行事における生徒等に対する指導業務</p>

旧	新
(5) 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で教育委員会が定める日に行うもの (6) 定時制課程に併任されて校長の命ずる業務を行うもの	(5) 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で教育委員会が定める日に行うもの (6) 定時制課程に併任されて校長の命ずる業務を行うもの
2 前項に規定する業務の程度は、次に掲げるとおりとする。 (1) 前項第1号の業務は、週休日若しくは休日において業務に従事した時間が1時間以上に及ぶとき又はその他の日において業務に従事した時間が勤務時間条例第3条第2項に規定する正規の勤務時間に割り振られた正規の勤務時間を超えて1時間以上に及ぶとき。 (2) 前項第2号及び第3号の業務は、その日において業務に従事した時間が4時間以上に及ぶとき。	2 前項に規定する業務の程度は、次に掲げるとおりとする。 (1) 前項第1号の業務は、週休日若しくは休日において業務に従事した時間が1時間以上に及ぶとき又はその他の日において業務に従事した時間が勤務時間条例第3条第2項に規定する正規の勤務時間に割り振られた正規の勤務時間を超えて1時間以上に及ぶとき。 (2) 前項第2号及び第3号の業務は、その日において業務に従事した時間が4時間以上に及ぶとき。
3 第1項の規定による手当の額は、業務に従事した日1日につき、次に掲げる額とする。 (1) 第1項第1号アの業務 ア 従事した時間が <u>6時間以上</u> のもの 7,500円 イ 従事した時間が <u>2時間以上6時間未満</u> のもの 1,100円 ウ 従事した時間が <u>1時間以上2時間未満</u> のもの 500円 (2) 第1項第1号イ及びウの業務 ア 従事した時間が <u>6時間以上</u> のもの 7,000円 イ 従事した時間が <u>2時間以上6時間未満</u> のもの 900円 ウ 従事した時間が <u>1時間以上2時間未満</u> のもの 400円 (3) 第1項第2号の業務 ア 泊を伴うもの 5,100円 イ 泊を伴わないもの 1,200円 (4) 第1項第3号の業務 5,100円 (5) 第1項第4号の業務	3 第1項の規定による手当の額は、業務に従事した日1日につき、次に掲げる額とする。 (1) 第1項第1号アの業務 ア 従事した時間が <u>4時間以上</u> のもの 8,000円 イ 従事した時間が <u>2時間以上4時間未満</u> のもの 1,100円 (2) 第1項第1号イ及びウの業務 ア 従事した時間が <u>4時間以上</u> のもの 8,000円 イ 従事した時間が <u>2時間以上4時間未満</u> のもの 900円 (3) 第1項第2号の業務 ア 泊を伴うもの 5,100円 イ 泊を伴わないもの 1,200円 (4) 第1項第3号の業務 5,100円 (5) 第1項第4号の業務

旧	新
<p>ア 週休日又は休日に部活動における生徒等に対する指導業務で従事した時間が連続して3時間以上であるもの 2,700円</p> <p>イ 正規の勤務時間を超えて従事した時間が3時間以上のもの(アに掲げる業務を除く。) 1,200円</p> <p>ウ 正規の勤務時間を超えて従事した時間が<u>2</u>時間以上3時間未満のもの 600円</p> <p>エ 定時制課程を置く高等学校に勤務する教育職員が、正規の勤務時間を超えて夜間に1時間以上3時間未満従事したもの 600円</p> <p>(6) 第1項第5号の業務</p> <p>ア 従事した時間が2時間以上のもの 1,200円</p> <p>イ 従事した時間が1時間以上2時間未満のもの 600円</p> <p>(7) 第1項第6号の業務 900円</p> <p>4 定年前再任用短時間勤務教育職員にあっては、前項に規定する額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する教育職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p>	<p>ア 週休日又は休日に部活動における生徒等に対する指導業務で従事した時間が連続して3時間以上であるもの 2,700円</p> <p>イ 正規の勤務時間を超えて従事した時間が3時間以上のもの(アに掲げる業務を除く。) 1,200円</p> <p>ウ 正規の勤務時間を超えて従事した時間が<u>1</u>時間以上3時間未満のもの 600円</p> <p>エ 定時制課程を置く高等学校に勤務する教育職員が、正規の勤務時間を超えて夜間に1時間以上3時間未満従事したもの 600円</p> <p>(6) 第1項第5号の業務</p> <p>ア 従事した時間が2時間以上のもの 1,200円</p> <p>イ 従事した時間が1時間以上2時間未満のもの 600円</p> <p>(7) 第1項第6号の業務 900円</p> <p>4 定年前再任用短時間勤務教育職員にあっては、前項に規定する額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する教育職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p>
(義務教育等教員特別手当)	(義務教育等教員特別手当)
第5条の3 給与条例第3条の6第2項の規定により教育委員会が定める義務教育等教員特別手当の額は、次の各号に掲げる教育職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。	第5条の3 給与条例第3条の6第2項の規定により教育委員会が定める義務教育等教員特別手当の額は、次の各号に掲げる教育職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(給与条例第3条第3項第1号に規定する学級を担任する業務を行う教育職員にあっては、当該額に3,000円を加えた額)とする。
<p>(1) 市立高等学校に勤務する教育職員 その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第2に掲げる額</p> <p>(2) 前号に規定する教育職員のうち、給与条例第3条の3の規定による産業教育手当の支給を受ける教育職員 その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第2に掲げる額の2分の1を乗じて得た</p>	<p>(1) 市立高等学校に勤務する教育職員 その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第2に掲げる額</p> <p>(2) 前号に規定する教育職員のうち、給与条例第3条の3の規定による産業教育手当の支給を受ける教育職員 その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第2に掲げる額の2分の1を乗じて得た</p>

旧	新								
<p>額(産業教育手当の支給を受けない期間にあっては、別表第2に掲げる額)</p> <p>(3) 第1号に規定する教育職員のうち、給与条例第3条の4の規定による定時制教育手当の支給を受ける教育職員 その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第2に掲げる額に4分の3を乗じて得た額(定時制教育手当の支給を受けない期間にあっては、別表第2に掲げる額)</p> <p>(4) 市立中学校の任期付教育職員 その者の受ける号給に対応する別表第3に掲げる額</p> <p>(5) 定年前再任用短時間勤務教育職員 別表第2定年前再任用短時間勤務教育職員の項に掲げる額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する教育職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額</p>	<p>た額(産業教育手当の支給を受けない期間にあっては、別表第2に掲げる額)</p> <p>(3) 第1号に規定する教育職員のうち、給与条例第3条の4の規定による定時制教育手当の支給を受ける教育職員 その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第2に掲げる額に4分の3を乗じて得た額(定時制教育手当の支給を受けない期間にあっては、別表第2に掲げる額)</p> <p>(4) 市立中学校の任期付教育職員 その者の受ける号給に対応する別表第3に掲げる額</p> <p>(5) 定年前再任用短時間勤務教育職員 別表第2定年前再任用短時間勤務教育職員の項に掲げる額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する教育職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額</p>								
<p>(期末手当基礎額等の加算)</p> <p>第5条の6 給与条例第4条の規定により期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額の加算の対象となる教育職員及び教育職員の区分並びに割合は、次の表に掲げるとおりとする。</p>	<p>(期末手当基礎額等の加算)</p> <p>第5条の6 給与条例第4条の規定により期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額の加算の対象となる教育職員及び教育職員の区分並びに割合は、次の表に掲げるとおりとする。</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象となる教育職員及び教育職員の区分</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育職給料表の適用を受ける者で、平成19年3月31日現在で高等学校教育職給料表の適用を受けていたもの</td> <td>100分の15 5級の職務にある者及び4級の職務にある者 3級の職務にある者のうち80号給以上のもの、2級の職務にある者のうち120号給以上のもの及び1級の職務にある者のうち137号給以上のもの</td> </tr> </tbody> </table>	対象となる教育職員及び教育職員の区分	割合	教育職給料表の適用を受ける者で、平成19年3月31日現在で高等学校教育職給料表の適用を受けていたもの	100分の15 5級の職務にある者及び4級の職務にある者 3級の職務にある者のうち80号給以上のもの、2級の職務にある者のうち120号給以上のもの及び1級の職務にある者のうち137号給以上のもの	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象となる教育職員及び教育職員の区分</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育職給料表の適用を受ける者で、平成19年3月31日現在で高等学校教育職給料表の適用を受けたもの</td> <td>100分の15 5級の職務にある者及び4級の職務にある者 3級の職務にある者のうち80号給以上のもの、 又は市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員 並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年横須賀市条例第54号)附則第5項に規定する暫定再任用教育職</td> </tr> </tbody> </table>	対象となる教育職員及び教育職員の区分	割合	教育職給料表の適用を受ける者で、平成19年3月31日現在で高等学校教育職給料表の適用を受けたもの	100分の15 5級の職務にある者及び4級の職務にある者 3級の職務にある者のうち80号給以上のもの、 又は市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員 並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年横須賀市条例第54号)附則第5項に規定する暫定再任用教育職
対象となる教育職員及び教育職員の区分	割合								
教育職給料表の適用を受ける者で、平成19年3月31日現在で高等学校教育職給料表の適用を受けていたもの	100分の15 5級の職務にある者及び4級の職務にある者 3級の職務にある者のうち80号給以上のもの、2級の職務にある者のうち120号給以上のもの及び1級の職務にある者のうち137号給以上のもの								
対象となる教育職員及び教育職員の区分	割合								
教育職給料表の適用を受ける者で、平成19年3月31日現在で高等学校教育職給料表の適用を受けたもの	100分の15 5級の職務にある者及び4級の職務にある者 3級の職務にある者のうち80号給以上のもの、 又は市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員 並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年横須賀市条例第54号)附則第5項に規定する暫定再任用教育職								

旧			新		
				員（以下単に「暫定再任用教育職員」という。）、2級の職務にある者のうち120号給以上のもの及び1級の職務にある者のうち137号給以上のもの	
	3級の職務にある者のうち79号給以下のもの、2級の職務にある者のうち70号給以上119号給以下のもの及び1級の職務にある者のうち97号給以上136号給以下のもの	100分の5		3級の職務にある者のうち79号給以下のもの、2級の職務にある者のうち70号給以上119号給以下のもの又は暫定再任用教育職員及び1級の職務にある者のうち97号給以上136号給以下のもの	100分の5
中学校任期付教育職給料表の適用を受ける者	120号給以上の者 70号給以上119号給以下の者	100分の10 100分の5	中学校任期付教育職給料表の適用を受ける者	120号給以上の者 70号給以上119号給以下の者	100分の10 100分の5
2 平成2年4月1日以後に新たに教育職員となった者に対する前項の規定の適用については、同項の表中「80号給以上」とあるのは「84号給以上」と、「120号給以上」とあるのは「124号給以上」と、「137号給以上」とあるのは「142号給以上」と、「79号給以下」とあるのは「83号給以下」と、「70号給以上119号給以下」とあるのは「74号給以上123号給以下」と、「97号給以上136号給以下」とあるのは「101号給以上141号給以下」と、「120号給以上」とあるのは「124号給以上」と、「70号給以上119号給以下」とあるのは「74号給以上123号給以下」とする。	2 平成2年4月1日以後に新たに教育職員となった者に対する前項の規定の適用については、同項の表中「80号給以上」とあるのは「84号給以上」と、「120号給以上」とあるのは「124号給以上」と、「137号給以上」とあるのは「142号給以上」と、「79号給以下」とあるのは「83号給以下」と、「70号給以上119号給以下」とあるのは「74号給以上123号給以下」と、「97号給以上136号給以下」とあるのは「101号給以上141号給以下」と、「120号給以上」とあるのは「124号給以上」と、「70号給以上119号給以下」とあるのは「74号給以上123号給以下」とする。	3 第1項の規定にかかわらず、平成19年4月1日以後に新たに教育職員となった者に係る期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額の加算の対象となる教育職員及び教育職員の区分並びに割合は、次の表に掲げるとおりとする。			
3 第1項の規定にかかわらず、平成19年4月1日以後に新たに教育職員となった者に係る期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額の加算の対象となる教育職員及び教育職員の区分並びに割合は、次の表に掲げるとおりとする。					

旧		新			
対象となる教育職員及び教育職員の区分	割合	対象となる教育職員及び教育職員の区分	割合		
教育職給料表の適用を受ける者	5級の職務にある者及び4級の職務にある者 3級の職務にある者のうち84号給以上のもの、2級の職務にある者のうち124号給以上のもの及び1級の職務にある者のうち141号給以上のもの 3級の職務にある者のうち83号給以下のもの、2級の職務にある者のうち74号給以上123号給以下のもの及び1級の職務にある者のうち101号給以上140号給以下のもの	100分の15 100分の10 100分の5	5級の職務にある者及び4級の職務にある者 3級の職務にある者のうち84号給以上のもの又は暫定再任用教育職員、2級の職務にある者のうち124号給以上のもの及び1級の職務にある者のうち141号給以上のもの 3級の職務にある者のうち83号給以下のもの、2級の職務にある者のうち74号給以上123号給以下のもの又は暫定再任用教育職員及び1級の職務にある者のうち101号給以上140号給以下のもの	100分の15 100分の10 100分の5	
中学校任期付教育職給料表の適用を受ける者	124号給以上の者 74号給以上123号給以下の者	100分の10 100分の5	中学校任期付教育職給料表の適用を受ける者	124号給以上の者 74号給以上123号給以下の者	100分の10 100分の5
(教職調整額の支給を受けない教育職員の給料月額に加える額)	(教職調整額の支給を受けない教育職員の給料月額に加える額)				
第6条 措置条例第5条第1項に規定する教育委員会規則で定める額(以下「加算額」という。)は、 <u>7,500円</u> とする。 <u>ただし、3級の職務の級にある者が4級の職務にある者となった場合において、昇格後の4級の職務の級の号給に加算額をえた額(以下「4級の額」という。)</u> が、 <u>昇格日の前日に受けっていた3級の職務の級の号給に教職調整額をえた額(以下「3級の額」という。)</u> に満たない場合にあっては、 <u>3級の額から4級の額を控除して得た額(100円未満の端数</u>	第6条 措置条例第5条第1項に規定する教育委員会規則で定める額(以下「加算額」という。)は、 <u>4級の職務にある者にあっては 31,700円、5級の職務にあるものにあっては 24,200円</u> とする。 <u>ただし、昇格(教育職員の職務の級を上位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)</u> した場合において、 <u>昇格後の給料月額に加算額をえた額(以下「昇格後の給料月額」という。)</u> が、 <u>昇格日の前日に受けていた給料月額に3級の職務の級にある者にあっては教職調整額を、4級の職務の級にある者にあっては加算額</u>				

旧	新
<p><u>を生じたときは、これを切り上げた額)を加算した額とする。</u></p>	<p><u>を加えた額（以下「昇格前の給料月額」という。）に満たない場合にあっては、昇格前の給料月額から昇格後の給料月額を控除して得た額（100円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）を加算した額とする。</u></p>
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行し、昭和33年4月1日から適用する。</p> <p>(教育業務連絡調整手当の特例)</p> <p>2 教育業務連絡調整手当については、第5条の2の規定にかかわらず、当分の間、支給しない。</p> <p>(教職調整額の支給を受けない教育職員の給料月額に加える額の経過措置)</p> <p>3 平成19年4月1日（以下「切替日」という。）から平成24年3月31日までの間に教育職給料表の3級に昇格する者のうち当該昇格後にその者に適用される教育職給料表の3級に掲げる給料月額、第6条に規定する加算額及び市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成22年横須賀市条例第49号。以下「改正条例」という。）附則第2項又は第3項の規定による給料の額の合計額が切替日の前日において受けていた給料月額（市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成19年横須賀市条例第16号）附則第7項に規定する給料を支給されている教育職員（以下「差額支給教育職員」という。）のうち平成21年12月1日において市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成21年横須賀市条例第41号）附則第2項に規定する教育職員（以下「減額改定対象教育職員」という。）にあっては、切替日の前日に受けていた給料</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行し、昭和33年4月1日から適用する。</p> <p>(教育業務連絡調整手当の特例)</p> <p>2 教育業務連絡調整手当については、第5条の2の規定にかかわらず、当分の間、支給しない。</p> <p>(教職調整額の支給を受けない教育職員の給料月額に加える額の経過措置)</p> <p>3 平成19年4月1日（以下「切替日」という。）から平成24年3月31日までの間に教育職給料表の3級に昇格する者のうち当該昇格後にその者に適用される教育職給料表の3級に掲げる給料月額、第6条に規定する加算額及び市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成22年横須賀市条例第49号。以下「改正条例」という。）附則第2項又は第3項の規定による給料の額の合計額が切替日の前日において受けていた給料月額（市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成19年横須賀市条例第16号）附則第7項に規定する給料を支給されている教育職員（以下「差額支給教育職員」という。）のうち平成21年12月1日において市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成21年横須賀市条例第41号）附則第2項に規定する教育職員（以下「減額改定対象教育職員」という。）にあっては、切替日の前日に受けていた給料</p>

旧	新
月額(以下「旧給料月額」という。)に100分の99.65を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額))(差額支給教育職員のうち、平成21年12月1日において減額改定対象教育職員以外の職員であるものにあっては、旧給料月額に100分の99.83を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。以下「調整後給料月額」という。))及び調整後給料月額に100分の4を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)の合計額に達しないこととなるものに係る加算額は、当該加算額にその差額に相当する額を加算した額とする。	月額(以下「旧給料月額」という。)に100分の99.65を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額))(差額支給教育職員のうち、平成21年12月1日において減額改定対象教育職員以外の職員であるものにあっては、旧給料月額に100分の99.83を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。以下「調整後給料月額」という。))及び調整後給料月額に100分の4を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)の合計額に達しないこととなるものに係る加算額は、当該加算額にその差額に相当する額を加算した額とする。
4 平成24年4月1日以後に教育職給料表の4級に昇格する者のうち当該昇格後にその者に適用される教育職給料表の4級に掲げる給料月額、第6条に規定する加算額及び改正条例附則第2項若しくは第3項又は市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(平成28年横須賀市条例第11号)附則第2項若しくは第3項の規定による給料の額の合計額が調整後給料月額及び調整後給料月額に100分の4を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)の合計額に達しないこととなるものに係る加算額は、当該加算額にその差額に相当する額を加算した額とする。 (給与条例附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給される教育職員の支給額)	4 平成24年4月1日以後に教育職給料表の4級に昇格する者のうち当該昇格後にその者に適用される教育職給料表の4級に掲げる給料月額、第6条に規定する加算額及び改正条例附則第2項若しくは第3項又は市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(平成28年横須賀市条例第11号)附則第2項若しくは第3項の規定による給料の額の合計額が調整後給料月額及び調整後給料月額に100分の4を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)の合計額に達しないこととなるものに係る加算額は、当該加算額にその差額に相当する額を加算した額とする。 (給与条例附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給される教育職員の支給額)
5 紙与条例附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給される教育職員の管理職手当の額及び加算額は、第2条及び第6条の規定にかかわらず、当該管理職手当の額又は加算額から、当該教育職員の管理職手当の額又は加算額にそれぞれ100分の0.55を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を減じて得た額とする。	5 紙与条例附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給される教育職員の管理職手当の額及び加算額は、第2条及び第6条の規定にかかわらず、当該管理職手当の額又は加算額から、当該教育職員の管理職手当の額又は加算額にそれぞれ100分の0.55を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を減じて得た額とする。

旧	新
(平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間における管理職手当に関する特例)	(平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間における管理職手当に関する特例)
6 平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間における管理職手当の月額は、第2条、第6条及び前項の規定にかかわらず、前項の規定により定められる額から、当該額に100分の10を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。	6 平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間における管理職手当の月額は、第2条、第6条及び前項の規定にかかわらず、前項の規定により定められる額から、当該額に100分の10を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。
(平成25年10月1日から平成26年6月30日までの間における加算額に関する特例)	(平成25年10月1日から平成26年6月30日までの間における加算額に関する特例)
7 平成25年10月1日から平成26年6月30日までの間における加算額は、第6条及び第5項の規定にかかわらず、第5項の規定により定められる額から、当該額に100分の5.5を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。	7 平成25年10月1日から平成26年6月30日までの間における加算額は、第6条及び第5項の規定にかかわらず、第5項の規定により定められる額から、当該額に100分の5.5を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。
<u>(令和8年1月1日から令和12年12月31日までの間における加算額の特例)</u>	
<u>8 次の表の左欄に掲げる期間における第6条の規定の適用については、同表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「4級の職務にある者にあっては31,700円、5級の職務にある者にあっては24,200円」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u>	
令和8年1月1日から同年12月31日まで	4級の職務にある者にあっては11,500円、5級の職務にある者にあっては4,000円
令和9年1月1日から同年12月31日まで	4級の職務にある者にあっては15,600円、5級の職務にある者にあっては8,100円
令和10年1月1日から同年12月31日まで	4級の職務にある者にあっては19,600円、5級の

旧	新
	職務にある者にあっては 12,100円
	令和11年1月1日から同年12月31日まで 4級の職務にある者にあっては23,600円、5級の職務にある者にあっては16,100円
	令和12年1月1日から同年12月31日まで 4級の職務にある者にあっては27,700円、5級の職務にある者にあっては20,200円
(給与条例附則第7項の規定の適用を受ける教育職員の支給額)  8 納入額の算定に係る規定の適用を受ける教育職員に対する第2条第1号、第3条第2項、第5条の3第1号から第4号まで及び第6条の規定の適用については、第2条第1号、第3条第2項及び第6条中「とする」とあるのは「に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする」と、第5条の3第1号から第4号までの規定中「掲げる額」とあるのは「掲げる額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)」とする。	(給与条例附則第7項の規定の適用を受ける教育職員の支給額)  9 納入額の算定に係る規定の適用を受ける教育職員に対する第2条第1号、第3条第2項、第5条の3第1号から第4号まで及び第6条の規定の適用については、第2条第1号、第3条第2項及び第6条中「とする」とあるのは「に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする」と、第5条の3第1号から第4号までの規定中「掲げる額」とあるのは「掲げる額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)」とする。